

## 公立大学法人横浜市立大学における科学研究費補助金の取扱に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）における科学研究費補助金及び厚生労働科学研究費補助金（以下「科学研究費」という。）の取扱に関して、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）及び厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 研究者 本学教員等で科学研究費の応募資格を有する者をいう。
- (2) 直接経費 科学研究費による研究の遂行上、直接必要な研究経費をいう。
- (3) 間接経費 科学研究費による研究の実施に伴い、本学の管理等に必要な経費として充当し本学が使用する経費をいう。

### (本学が行う事務)

第3条 本学は、研究者が交付を受ける科学研究費について次の事務を行う。

- (1) 研究者に代わり、直接経費を管理すること
- (2) 研究者に代わり、直接経費及び間接経費の執行等に係る諸手続を行うこと
- (3) 研究者が直接経費により取得した設備等について、当該研究者から寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること
- (4) 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者から譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこと。この場合において、当該研究者が他の研究機関に所属することとなるときは、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

### (直接経費の取扱)

第4条 直接経費は、公立大学法人横浜市立大学会計規則第27条に定める預り金として、本学の収入外として取り扱う。

### (適正使用)

第5条 研究者は、科学研究費を適正に使用しなければならない。

### (執行)

第6条 科学研究費の執行については、公立大学法人横浜市立大学会計規則（以下「会計規則」という。）及び公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する要綱第4条第1項に定める横浜市立大学研究費執行マニュアル（以下「研究費執行マニュアル」という。）等に基づくものとする。

- 2 科学研究費の執行にあたり会計規則、研究費執行マニュアル及びその他関係する規程等に重大な違反があった場合、理事長は研究者に対し、当該科学研究費による研究の中

止及び当該科学研究費の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(設備等の取扱)

第7条 直接経費により取得した設備等については、直ちにこれを本学に寄付しなければならない。

(研究の開始)

第8条 科学研究費による研究は、科学研究費の交付内定のあったときから、又は前年度において翌年度の継続内定を受けた場合は、当該年度の4月1日から開始することができる。

(監査)

第9条 理事長は、科学研究費の適正な執行を期するため、別に定める実施要領に基づき、年1回以上経理関係書類等についての監査を実施する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、科学研究費の取扱に関しては、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する規程及び公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱に関する要綱を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月9日から施行する。